

令和4年度 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果 について

1 調査の趣旨

本調査は、文部科学省の調査に合わせて、児童生徒の問題行動等について、県内の公立学校の状況を調査・分析することにより、その実態を把握し、教育現場における生徒指導等の一層の充実を図るために実施しているものです。

2 調査について（文部科学省が示している基準等）

（1）暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分けています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

（2）いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（3）長期欠席

「長期欠席」とは、同一年度における「欠席日数」及び「出席停止・忌引き等の日数」の合計の日数により、30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かは問わない）ことをいいます。なお、本調査においては、学校外の教育支援センター等に通い、校長が出席扱いとした日数は登校しなかった日数として含めています。

欠席理由は次によることとします。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選んでいます。

- 「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
 - 「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
 - 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く）の数。
 - 「新型コロナウイルスの感染回避」とは、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者の数。
- * 令和2年度の調査から、長期欠席の主な理由に「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が設けられています。

○「その他」とは、「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルス感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

*「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- ・ 「病気」、「経済的理由」、「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が 30 日に満たず、学校教育法又は学校安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が 30 日以上となる者。

(4) 高等学校における中途退学

「中途退学者」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含みません。

3 調査結果の概要

県内の国立・公立（県市町等立）・私立学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況等については以下のとおりです。

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含めています。

(1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	合計	1,000人あたりの発生件数
全国	61,455	29,699	4,272	95,426	7.5
三重県 (国公立)	724	499	89	1,312	7.1
(うち公立)	715	481	72	1,268	7.6

- ・ 令和 4 年度三重県（公立学校）の暴力行為の発生件数は 1,268 件で、令和 3 年度と比較すると 313 件増加（前年度比 32.8%増）し、県で記録が残っている平成 11 年度以降、5 番目に多くなっています。校種別では、小学校 164 件増加（同 29.8%増）、中学校 125 件増加（同 35.1%増）、高等学校 24 件増加（同 50.0%増）しています。
- ・ 過去 5 年間の発生件数は、平成 30 年度から、令和 2 年度まで減少していましたが、令和 3 年度から増加しています。
- ・ 形態別では、対教師暴力 227 件（構成比 17.9%）、生徒間暴力 891 件（同 70.3%）対人暴力 12 件（同 0.9%）、器物損壊 138 件（同 10.9%）です。過去 5 年間をみると、生徒間暴力が最多となっています。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	1,000人あたりの認知件数
全国	551,944	111,404	15,568	3,032	681,948	53.3
三重県 (国公立)	3,958	1,095	426	39	5,518	29.6
(うち公立)	3,907	1,051	383	39	5,380	31.8

- ・令和4年度三重県（公立学校）のいじめの認知件数は5,380件で、令和3年度と比較すると全体で1,112件増加（前年度比26.1%増）し、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、最多となっています。校種別では、小学校903件増加（同30.0%増）、中学校117件増加（同12.5%増）、高等学校72件増加（同23.2%増）、特別支援学校20件増加（同105.3%増）しています。また、公立学校における令和4年度はいじめ重大事態の発生件数は10件（小学校4件、中学校3件、高等学校3件、特別支援学校0件）です。
- ・過去5年間の認知件数は年々増加しており、令和3年度と同様に大きく増加しています。
- ・いじめ発見のきっかけは、小中学校、県立高等学校で「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く（構成比小学校64.1%、中学校40.1%、高等学校35.5%）、過去5年間をみても高い状態が続いています。また、特別支援学校では「本人からの訴え」（同43.6%）が最も多く、過去5年間をみても最も高い状態にあります。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（小中学校）】

（単位：人）

	小学校		中学校		合計	1,000人あたりの不登校児童生徒数
	不登校児童数	1,000人あたりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数		
全国	105,112	17.0	193,936	59.8	299,048	31.7
三重県 (国公立)	1,368	15.4	2,590	54.5	3,958	29.1
(うち公立)	1,356	15.5	2,489	55.8	3,845	29.1

- ・令和4年度三重県（公立学校）の小中学校の不登校児童生徒数は3,845人で、令和3年度と比較すると702人増加（前年度比22.3%増）し、現在の不登校の定義になった平成10年度以降、最多となっています。
- ・1,000人あたりの不登校児童生徒数は29.1人で、過去5年間でみると年々増加しています。

【不登校生徒数（高等学校）】

（単位：人）

	全日制		定時制		合計	1,000人あたりの不登校生徒数
	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数		
全国	文部科学省の調査では公表されていません。				60,575	20.4
三重県 (国公立)	文部科学省の調査では公表されていません。				1,193	27.4
(うち公立)	593	18.8	393	245.3	986	29.8

- 令和4年度県立高等学校の不登校生徒数は986人で、令和3年度と比較すると254人増加（前年度比34.7%増）し、調査が開始された平成16年度以降、最多となっています。課程別では、全日制は176人増加（同42.2%増）、定時制は78人増加（同24.8%増）しています。
- 1,000人あたりの不登校生徒数は全日制で18.8人（前年度比6.0人増）、定時制で245.3人（前年度比47.9人増）となっています。全日制と定時制をあわせた人数を過去5年間でみると、令和3年度までは微増傾向にありましたが、令和4年度は大幅に増加しています。

（4）高等学校における中途退学

【中途退学者数】

（単位：人）

	全日制		定時制		通信制		合計	中途退学率
	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率		
全国	文部科学省の調査では公表されていません。						43,401	1.4
三重県 (国公立)	文部科学省の調査では公表されていません。						492	1.0
(うち公立)	176	0.56	123	7.67	17	0.78	316	0.90

- 令和4年度県立高等学校の中途退学者数は316人で、令和3年度と比較すると、26人増加（前年度比9.0%増）し、調査が開始された平成4年度以降最少だった令和3年度より若干の増加がみられます。課程別では全日制24人増加（同15.8%増）、定時制3人減少（同2.4%減）、通信制5人増加（同41.7%増）しています。
- 中途退学の事由は、全日制で「学校生活・学業不適合」（構成比36.4%）、定時制と通信制で「進路変更」（同定時制33.3%、通信制64.7%）が最多となっており、過去5年間でみると、全日制では「学校生活・学業不適合」が最多となっています。

4 今後の対応方針

(1) 暴力行為

- ・児童生徒一人一人の規範意識を高め、自らを律する力を育む取組を進めるための研修会を生徒指導担当者に対して実施し、暴力のない学びの場づくりを進めます。
- ・暴力行為に及ぶ児童生徒の中には環境に課題のある者もいることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、チームによる支援を行うとともに、児童生徒の見守りや校内の巡回等を行う生徒指導特別指導員を必要に応じて学校に派遣し、暴力行為の防止や被害者支援を行います。
- ・子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないように、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントに係る研修を行い、各校の取組につなげます。

(2) いじめ

- ・教職員が児童生徒の些細な変化を見逃すことなく適切に受け止め、児童一人一人の状況に応じた対応や支援ができるよう、実践的な研修を行います。
- ・学期に1回以上のいじめアンケートを継続するとともに、学習端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることを学校に報告できるようにするなど、いつでも学校に相談できる環境づくりを進めます。
- ・保護者向けの「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用し、家庭と協力して子どもの変化や兆候を把握したり、いじめ電話相談やSNSによる相談を継続して実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応を進めます。
- ・学校がいじめを発見または情報を得たときには、組織で解消に向けて直ちに取り組むとともに、いじめ重大事態については、いじめ防止対策推進法や国のガイドライン、三重県いじめ対策審議会の答申に即して対応します。
- ・児童生徒がいじめはいけないと理解するだけでなく、いじめをなくすためにできることを考え、行動につなげられるよう、道徳教育を充実するとともに、いじめ防止強化月間において、児童生徒が主体のいじめ防止の取組を行います。
- ・児童生徒がインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、情報モラル教育を進めます。

(3) 不登校

- ・日常の学習活動や学校行事において、「絆づくり」・「居場所づくり」を推進するとともに、いじめや暴力行為、体罰等を許さない学校づくりに取り組むことで、子どもたちにとって安心して学べる「魅力ある学校づくり」を進めます。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家を含めたチーム学校が不登校児童生徒やその保護者に対して支援を行うとともに、専門家による訪問型支援を実施するなど、相談体制の充実に努めます。
- ・市町の教育支援センターや、教室に入りにくい生徒のための校内教育支援センター、高校生を対象とした県立教育支援センターにおいて、子どもたちの社会的自立に向けた多様な学びや活動を進めていきます。

- ・保護者相談会など、不登校の子どもの保護者同士が不安や悩みを話して交流したり、専門家に相談したりできる場を提供します。
- ・学校生活や友人関係などのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」に、子どもの発達段階に応じて継続して取り組むことができるよう、プログラムを作成して実践するとともに、教職員に対する研修を行い、普及に取り組めます。

(4) 中途退学

- ・進学希望の中学生が高等学校の教育内容や特色を理解し、目的意識を持って進学できるよう、高校生活入門講座やホームページによる学校紹介、日本語指導が必要な生徒に対する進学説明会等の取組を進めます。
- ・高等学校入学後、学校生活に早期に適応できるよう、教職員によるオリエンテーション、個人面談、ガイダンスやスクールカウンセラーによる教育相談等により、生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、きめ細かく対応できるよう努めます。
- ・県立教育支援センターにおいて、中途退学した生徒を対象に就学、就職等個々のニーズに応じた支援に取り組むとともに、県立学校を通して、進路未決定のまま中途退学した生徒に必要な支援情報が届くよう取り組みます。

5 参考資料【三重県（公立学校）の状況】

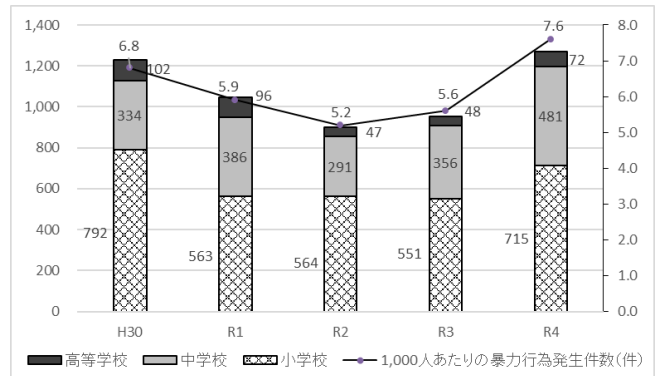
別紙1～別紙5

令和 4 年度 公立小中学校及び県立高等学校における暴力行為の状況

1 概要 (図 1 参照)

- 令和 4 年度の公立小中学校及び県立高等学校における暴力行為発生件数は 1,268 件で、令和 3 年度 (955 件) と比較して 313 件増加 (前年度比 32.8% 増) し、県で記録が残っている平成 11 年度以降、5 番目に多くなっている。また、過去 5 年間でみても、平成 30 年度から令和 2 年度まで減少しているが、令和 3 年度から増加している。
- 公立小中学校及び県立高等学校における 1,000 人あたりの暴力行為発生件数は 7.6 件で、令和 3 年度 (5.6 件) より 2.0 件増加し、過去 5 年間で見ると、最多となっている。
- 令和 2、3 年度の暴力行為発生件数が少ないのは、新型コロナウイルス感染症対策として身体的接触が制限されていたことが影響していると考えられる。

(図 1) 暴力行為発生件数の推移 (単位: 件)



2 校種別状況 (表 1 参照)

(表 1) 暴力行為発生件数の推移 (校種別) (単位: 件)

- 令和 3 年度と比較すると、小学校で 164 件の増加 (29.8% 増)、中学校で 125 件の増加 (35.1% 増)、高等学校で 24 件の増加 (50.0% 増)。過去 5 年間をみると、小学校は平成 30 年度に次いで多くなっており、中学校は最多、高等学校は平成 30 年度が最多で、令和 2 年度まで減少していたが、令和 3 年度から増加している。

	H30	R1	R2	R3	R4	前年度比
小学校	792	563	564	551	715	29.8%
中学校	334	386	291	356	481	35.1%
高等学校	102	96	47	48	72	50.0%
計	1,228	1,045	902	955	1,268	32.8%

3 形態別状況 (表 2 参照)

- 全ての校種の合計では、生徒間暴力の 891 件 (構成比 70.3%) が最多。続いて、対教師暴力 227 件 (同 17.9%)、器物損壊 138 件 (同 10.9%)、対人暴力 12 件 (同 0.9%) の順。過去 5 年間、同様の順となっている。
- 校種別でみると、全ての校種で生徒間暴力が最多となっており、小学校では 466 件 (構成比 65.2%)、中学校では 365 件 (同 75.9%)、高等学校では 60 件 (同 83.3%) となっている。また、小学校では対教師暴力 170 件 (同 23.8%)、器物損壊 79 件 (同 11.0%)、対人暴力 0 件 (同 0.0%) の順。中学校も小学校と同じく、対教師暴力 55 件 (同 11.4%)、器物損壊 51 件 (同 10.6%)、対人暴力 10 件 (同 2.1%) の順。高等学校では、器物損壊 8 件 (同 11.1%)、対教師暴力、対人暴力それぞれ 2 件 (同 2.8%) の順となっている。

(表 2) 暴力行為発生件数の推移 (校種別・形態別)

形態		小学校					中学校					高等学校					合計				
		H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
対教師暴力	発生件数 (件)	302	180	134	86	170	43	54	26	37	55	5	5	6	4	2	350	239	166	127	227
	構成比 (%)	38.1	32.0	23.8	15.6	23.8	12.9	14.0	8.9	10.4	11.4	4.9	5.2	12.8	8.3	2.8	28.5	22.9	18.4	13.3	17.9
生徒間暴力	発生件数 (件)	418	326	355	399	466	237	270	222	266	365	74	78	31	32	60	729	674	608	697	891
	構成比 (%)	52.8	57.9	62.9	72.4	65.2	71.0	69.9	76.3	74.7	75.9	72.5	81.3	66.0	66.7	83.3	59.4	64.5	67.4	73.0	70.3
対人暴力	発生件数 (件)	5	0	2	4	0	0	4	3	2	10	4	0	2	5	2	9	4	7	11	12
	構成比 (%)	0.6	0.0	0.4	0.7	0.0	0.0	1.0	1.0	0.6	2.1	3.9	0.0	4.3	10.4	2.8	0.7	0.4	0.8	1.2	0.9
器物損壊	発生件数 (件)	67	57	73	62	79	54	58	40	51	51	19	13	8	7	8	140	128	121	120	138
	構成比 (%)	8.5	10.1	12.9	11.3	11.0	16.2	15.0	13.7	14.3	10.6	18.6	13.5	17.0	14.6	11.1	11.4	12.2	13.4	12.6	10.9
合計	発生件数 (件)	792	563	564	551	715	334	386	291	356	481	102	96	47	48	72	1,228	1,045	902	955	1,268

※(構成比は、発生件数合計に対する割合)

4 加害児童生徒実人数

(表3・表4参照) (表3) 加害児童生徒実人数推移(校種別)(単位:人)

- 令和3年度と比較すると、小学校で128人の増加(前年度比28.8%増)、中学校で86人の増加(同25.8%増)、高等学校で16人の増加(同29.6%増)。全体としては、230人の増加(同27.7%増)。過去5年間をみると、小・中学校で最多、高等学校は平成30年度が最多で、令和2年度まで減少していたが、令和3年度から増加している。

	H30	R1	R2	R3	R4	前年度比
小学校	367	364	413	444	572	28.8%
中学校	309	379	261	333	419	25.8%
高等学校	113	103	48	54	70	29.6%
計	789	846	722	831	1,061	27.7%

- 学年別では、中学1年生175人(構成比16.5%)で最多。次いで、中学2年生167人(同15.7%)、小学6年生126人(同11.9%)、小学5年生121人(同11.4%)の順。

(表4) 学年別加害児童生徒実人数と構成比

R4	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	計
実人数(人)	65	59	93	108	121	126	175	167	77	30	29	11	0	1,061
構成比(%)	6.1	5.6	8.8	10.2	11.4	11.9	16.5	15.7	7.3	2.8	2.7	1.0	0.0	100.0

5 暴力行為の回数別内訳(表5参照)

(表5) 暴力行為の回数別人数(校種別)(単位:人)

- 2回以上暴力行為を行った児童生徒は、小学校で112人(構成比19.6%)、中学校で98人(同23.4%)、高等学校で4人(同5.7%)。全校種では214人(同20.2%)。
- 令和3年度と比較すると、2回以上暴力行為を行った児童生徒は、小学校で19人の増加(構成比1.3%減)、中学校で24人の増加(同1.2%増)、高等学校で2人の増加(同2.0%増)。全校種としては、45人の増加(同0.1%減)。

	回数	R1 (人)	R2 (人)	R3 (人)	R4 (人)	構成比 (%)	増加人数 (人)	前年度比 (%)
小学校	1回のみ	280	321	351	460	80.4%	109	31.1%
	2回以上	84	92	93	112	19.6%	19	20.4%
	小計	364	413	444	572	100.0%	128	28.8%
中学校	1回のみ	314	220	259	321	76.6%	62	23.9%
	2回以上	65	41	74	98	23.4%	24	32.4%
	小計	379	261	333	419	100.0%	86	25.8%
高等学校	1回のみ	91	46	52	66	94.3%	14	26.9%
	2回以上	12	2	2	4	5.7%	2	100.0%
	小計	103	48	54	70	100.0%	16	29.6%
計	1回のみ	685	587	662	847	79.8%	185	27.9%
	2回以上	161	135	169	214	20.2%	45	26.6%
	全校種計	846	722	831	1061	100.0%	230	27.7%

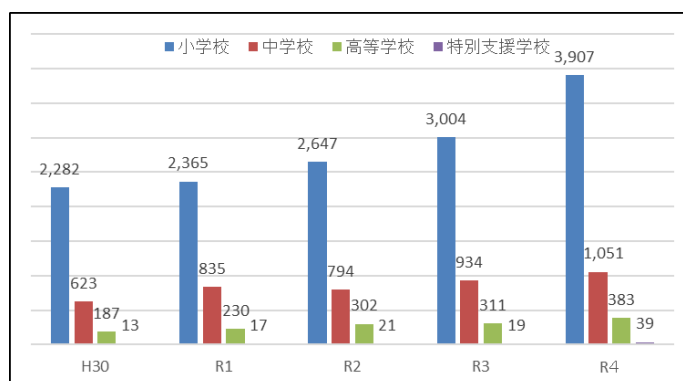
※ 本調査は令和元年度から追加された項目です。

令和4年度 公立小中学校及び県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況等

1 概要 (図1・表1参照)

- 令和4年度の公立小中学校及び県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は全体で5,380件と、令和3年度より1,112件(26.1%)増加し、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、最多となっている。また、過去5年間をみても、年々増加している。
- 1,000人あたりのいじめ認知件数は31.8件で、令和3年度より7.0件増加している。
- 校種別の認知件数は、増加の割合に差はあるが、令和3年度と比較すると、すべての校種で増加している。
- 平成30年度と比較すると、1,000人あたりの認知件数は、小学校は約1.8倍、中学校は約1.7倍、高校は約2.3倍、特別支援学校は2.8倍になっており、全ての校種で増加傾向にある。

(図1) いじめの認知件数の推移 (単位: 件)



(表1) いじめの1,000人あたりの認知件数

区分		※学校総数:A (校) [学校基本調査 の校数]	認知学校数:B (校)	認知率: B/A×100(%)	認知件数:C (件)	認知件数の 増減(件)	1,000人あたりの 認知件数
小学校	H30	373	308	82.6	2,282	812	24.3
	R1	371	320	86.3	2,365	83	25.6
	R2	370	307	83.0	2,647	282	29.1
	R3	364	310	85.2	3,004	357	33.8
	R4	363	308	84.8	3,907	903	44.7
中学校	H30	160	126	78.8	623	23	13.5
	R1	159	137	86.2	835	212	18.4
	R2	159	130	81.8	794	▲41	17.6
	R3	159	133	83.6	934	140	20.7
	R4	158	133	84.2	1,051	117	23.5
高等学校	H30	67	56	83.6	187	56	4.7
	R1	67	61	91.0	230	43	5.9
	R2	67	59	88.1	302	72	8.0
	R3	67	54	80.6	311	9	8.6
	R4	67	55	82.1	383	72	10.8
特別支援学校	H30	18	10	55.6	13	▲5	7.9
	R1	18	11	61.1	17	4	10.1
	R2	18	8	44.4	21	4	12.0
	R3	18	8	44.4	19	▲2	10.7
	R4	18	8	44.4	39	20	22.1
合計	H30	618	500	80.9	3,105	886	17.1
	R1	615	529	86.0	3,447	342	19.3
	R2	614	504	82.1	3,764	317	21.5
	R3	608	505	83.1	4,268	504	24.8
	R4	606	504	83.2	5,380	1,112	31.8

※高等学校の学校総数は全日制、定時制、通信制を併設している学校はそれぞれの課程につき1校として計上。

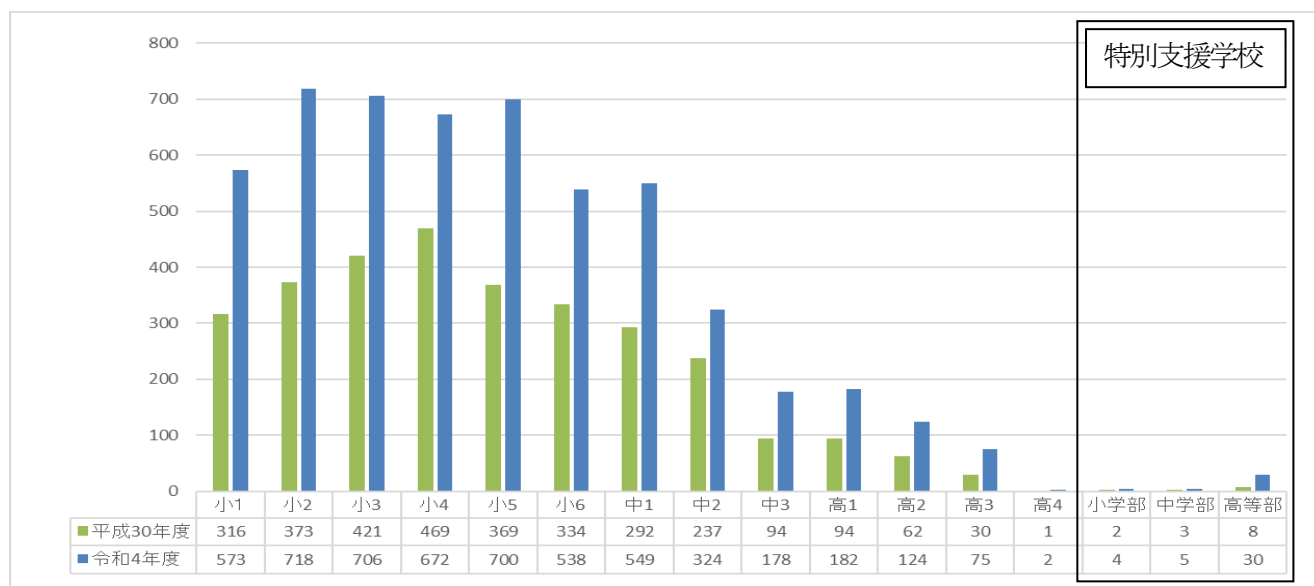
※学校総数は、休校(小学校:17校、中学校:8校)の学校も含む。

※分校は1校として計上。

2 学年別認知件数（図2参照）

- ・学年別では小学2年生が718件で最も多く、次いで小学3年生706件、小学5年生が700件の順。
- ・平成30年度と比較すると、各校種で最も増加している学年は、小学校2年生と5年生で1.9倍、中学校1年生と3年生で1.9倍、高等学校3年生で2.5倍、特別支援学校高等部で3.8倍である。

（図2）平成30年度及び令和4年度 学年別認知件数



3 いじめ発見のきっかけ（表2参照）

- ・公立小中学校、県立高等学校では、「アンケート調査など学校の取組により発見した」（小学校64.1%、中学校40.1%、高等学校35.5%）、特別支援学校では、「本人からの訴え」（43.6%）が最も多く、過去5年間をみても最も高い状態が続いている。

（表2）いじめの発見のきっかけ

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
アンケート調査など学校の取組により発見	2,504	64.1%	421	40.1%	136	35.5%	13	33.3%	3,074	57.1%
本人からの訴え	419	10.7%	248	23.6%	127	33.2%	17	43.6%	811	15.1%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	544	13.9%	175	16.7%	38	9.9%	2	5.1%	759	14.1%
学級担任が発見	136	3.5%	44	4.2%	26	6.8%	3	7.7%	209	3.9%
児童生徒(本人を除く)からの情報	147	3.8%	62	5.9%	28	7.3%	2	5.1%	239	4.4%
学級担任以外の教職員が発見(養護、SC等を除く)	71	1.8%	75	7.1%	14	3.7%	2	5.1%	162	3.0%
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	59	1.5%	13	1.2%	9	2.3%	0	0.0%	81	1.5%
その他	27	0.7%	13	1.2%	5	1.3%	0	0.0%	45	0.8%
地域住民からの情報	3	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
養護教諭が発見	9	0.2%	5	0.5%	5	1.3%	0	0.0%	19	0.4%
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	6	0.2%	4	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	10	0.2%
匿名による投書など	4	0.1%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.1%
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	5	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.1%
計	3,907	100.0%	1,051	100.0%	383	100.0%	39	100.0%	5,380	100.0%

4 いじめの解消状況（表3参照）

・令和4年度のいじめの解消件数は3,969件で、令和3年度より894件増加。解消率は73.8%で、令和3年度を1.8ポイント上回った。

※「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省：平成29年3月改定）により、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとなった。

・次年度6月末の解消状況について、令和4年度の解消率は令和3年度と同じで92.1%であった。

【解消率参考】平成30年度：96.7%
令和元年度：95.3%
令和2年度：94.9%

（表3）いじめの解消状況

区分	解消しているもの	
	R3	R4
小学校(件)	2,130	2,900
解消率(%)	70.9	74.2
中学校(件)	675	765
解消率(%)	72.3	72.8
高等学校(件)	252	272
解消率(%)	81.0	71.0
特別支援学校(件)	18	32
解消率(%)	94.7	82.1
計(件)	3,075	3,969
解消率(%)	72.0	73.8

次年度6月末の解消率	92.1	92.1
------------	------	------

5 いじめの態様（表4参照）

- ・「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の認知件数に占める割合は46.6%で、過去5年間をみても最も高い状態が続いている。
- ・小学校、中学校、特別支援学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」（小学校22.6%、中学校13.8%、特別支援学校33.3%）、高等学校では「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」（20.9%）が2番目に多い態様となっている。

（表4）いじめの態様（複数回答）

いじめの態様		小学校(件)		中学校(件)		高等学校(件)		特別支援学校(件)		計(件)	
		R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
認知件数(総数)		3,004	3,907	934	1,051	311	383	19	39	4,268	5,380
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	認知件数	1,354	1,745	528	550	148	193	11	19	2,041	2,507
	構成比	45.1%	44.7%	56.5%	52.3%	47.6%	50.4%	57.9%	48.7%	47.8%	46.6%
仲間外れ、集団による無視をされる。	認知件数	315	360	62	86	43	51	0	2	420	499
	構成比	10.5%	9.2%	6.6%	8.2%	13.8%	13.3%	0.0%	5.1%	9.8%	9.3%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	認知件数	602	883	86	145	31	35	1	13	720	1,076
	構成比	20.0%	22.6%	9.2%	13.8%	10.0%	9.1%	5.3%	33.3%	16.9%	20.0%
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	認知件数	210	244	35	55	9	15	0	2	254	316
	構成比	7.0%	6.2%	3.7%	5.2%	2.9%	3.9%	0.0%	5.1%	6.0%	5.9%
金品をたかられる。	認知件数	32	31	11	13	12	10	0	1	55	55
	構成比	1.1%	0.8%	1.2%	1.2%	3.9%	2.6%	0.0%	2.6%	1.3%	1.0%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	認知件数	163	211	60	53	32	44	0	2	255	310
	構成比	5.4%	5.4%	6.4%	5.0%	10.3%	11.5%	0.0%	5.1%	6.0%	5.8%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	認知件数	407	490	96	72	21	35	2	2	526	599
	構成比	13.5%	12.5%	10.3%	6.9%	6.8%	9.1%	10.5%	5.1%	12.3%	11.1%
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。	認知件数	75	82	133	142	66	80	1	5	255	309
	構成比	2.5%	2.1%	14.2%	13.5%	21.2%	20.9%	5.3%	12.8%	6.0%	5.7%
その他	認知件数	71	145	19	14	27	41	4	1	121	201
	構成比	2.4%	3.7%	2.0%	1.3%	8.7%	10.7%	21.1%	2.6%	2.8%	3.7%

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法（表5参照）

- ・すべての公立小中学校及び県立高等学校・特別支援学校で、アンケート調査を実施している。

（表5）いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法（複数回答）

（単位：校）

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
（回答対象校数）	（344）	（150）	（67）	（18）	（579）
アンケート調査の実施	344	150	67	18	579
個別面談の実施	317	147	53	11	528
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	274	142	3	7	426
家庭訪問	294	134	12	6	446
その他	9	8	5	0	22

7 いじめの重大事態の発生件数

- ・公立学校における令和4年度の重大事態の発生件数は10件であった。（小学校4件、中学校3件、高等学校3件、特別支援学校0件）
- ・県立学校で発生した重大事態は、調査主体が三重県いじめ対策審議会のものが2件、調査主体が学校のものが1件であった。法律の定義に沿ったいじめの認知や、いじめ防止等に資する教職員の理解が不十分であったこと、被害生徒の登校再開の対応を優先し、重大事態の対応を先送りしたことなどから、再発防止に向けて、教職員対象の研修を定期的に行うこと、学校、保護者、教育委員会による適切な連携や正確な事実把握を行うことなどが提言されている。

令和4年度 公立小中学校における長期欠席（不登校）の状況等

1 概要（表1・表2・図1・図2参照）

- 令和4年度の公立小中学校における長期欠席児童生徒数は5,991人で、小学校は2,511人、中学校は3,480人。理由別では、「病気」906人、「経済的理由」0人、「不登校」3,845人、「新型コロナウイルスの感染回避」201人、「その他」1,039人となっている。
- 不登校児童生徒数は、現在の不登校の定義になった平成10年以降、最多となっている。また、過去5年間でみても年々増加しており、令和3年度と同様に大きく増加している。
- 1,000人あたりの不登校児童生徒数は29.1人で、過去5年間でみると年々増加している。
- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している児童生徒数は2,128人で、不登校児童生徒全体の55.3%（小学校620人、中学校1,508人）となっている。
- 学年別の不登校児童生徒数では、中学2年生の935人が最多となっている。
- 新型コロナウイルスの感染回避は小学校151人、中学校50人で計201人となっている。

※「新型コロナウイルスの感染回避」は、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者。

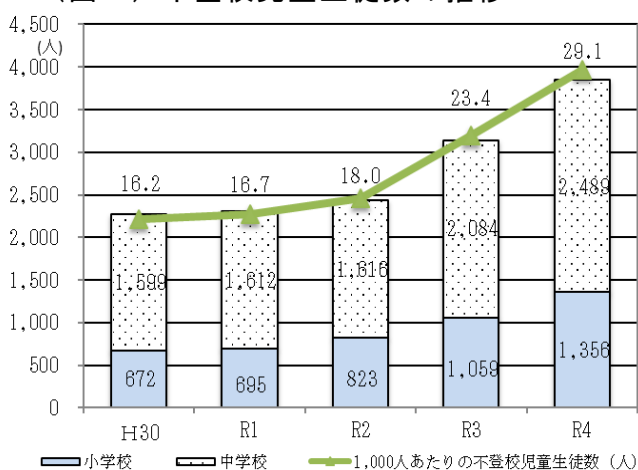
（表1）理由別長期欠席者の状況

	校種	在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数					計 (人)	不登校児童 生徒の割合 (%)
			病気 (人)	経済的理由 (人)	不登校 (人)	新型コロナウイルス の感染回避 (人)	その他 (人)		
R3	小学校	88,968	244	0	1,059	510	484	2,297	1.19%
	中学校	45,159	447	0	2,084	165	292	2,988	4.61%
	合計	134,127	691	0	3,143	675	776	5,285	2.34%
R4	小学校	87,336	330	0	1,356	151	674	2,511	1.55%
	中学校	44,629	576	0	2,489	50	365	3,480	5.58%
	合計	131,965	906	0	3,845	201	1,039	5,991	2.91%

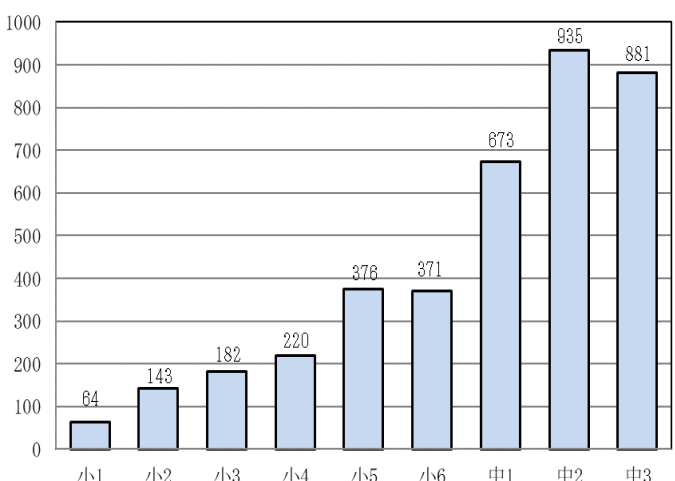
（表2）不登校児童生徒数の推移

区分	小学校					中学校					不登校児童 生徒数の 合計(人)
	(A)全児童数 (人)	(B)不登校児 童数(人)	不登校児童数 の増減率 (%)	不登校児童の 割合 B/A×100 (%)	不登校児童生 徒のうち、90 日以上欠席し ている児童数 (人)	(A)全生徒数 (人)	(B)不登校生 徒数(人)	不登校児童数 の増減率 (%)	不登校生徒の 割合 B/A×100 (%)	不登校児童生 徒のうち、90 日以上欠席し ている生徒数 (人)	
H30	94,036	672	23.3	0.71	316	45,980	1,599	7.6	3.48	1,010	2,271
R1	92,429	695	3.4	0.75	305	45,406	1,612	0.8	3.55	1,012	2,307
R2	90,818	823	18.4	0.91	381	45,027	1,616	0.2	3.59	1,002	2,439
R3	88,968	1,059	28.7	1.19	436	45,159	2,084	29.0	4.61	1,220	3,143
R4	87,336	1,356	28.0	1.55	620	44,629	2,489	19.4	5.58	1,508	3,845

（図1）不登校児童生徒数の推移



（図2）不登校児童生徒数（学年別）（単位：人）



2 不登校の要因と考えられる状況（表 3 参照）

- ・教員からみた不登校の主たる要因は、「本人に係る状況の無気力、不安」が2,000人で最多となっている。（小学校669人（前年度比149人増、28.7%増）、中学校1,331人（同263人増、24.6%増））。
- ・次いで主たる要因で多いのは、小学校では「家庭に係る状況の親子の関わり方」が200人（同58人増、40.8%増）、「本人に係る状況の生活リズムの乱れ、あそび、非行」が182人（前年度比13人増、7.7%増）、中学校では「学校に係る状況のいじめを除く友人関係をめぐる問題」が298人（同増減なし）、「本人に係る状況の生活リズムの乱れ、あそび、非行」が277人（同97人増、53.9%増）となっている。

（表 3） 不登校の要因

（単位：人）

※主たるものは1つ選択。主たるもの以外は2つまで選択。

		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力、不安
小学校	主たる要因	5	92	24	40	4	0	8	16	58	200	39	182	669	19
	主たるもの以外	0	48	18	100	4	0	15	3	37	133	34	106	131	0
中学校	主たる要因	2	298	22	144	21	13	24	87	72	117	48	277	1,331	33
	主たるもの以外	0	83	18	152	30	18	30	24	30	163	41	146	240	0
合計	主たる要因	7	390	46	184	25	13	32	103	130	317	87	459	2,000	52
	主たるもの以外	0	131	36	252	34	18	45	27	67	296	75	252	371	0

3 継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数（表 4 参照）

- ・令和4年度の新たな不登校児童生徒数は小学校では809人（59.7%）、中学校では1,128人（45.3%）。
- ・令和3年度から継続の不登校児童生徒数は小学校では547人（40.3%）、中学校では1,361人（54.7%）。
- ・令和4年度の新たな不登校児童生徒の割合は小中学校合計では50.4%となっており、令和3年度と同様に50%を上回った。

（表 4） 令和3年度から継続の不登校児童生徒数と令和4年度の新たな不登校児童生徒数

（単位：人）

学校種	小学校							中学校			
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
不登校総数	64	143	182	220	376	371	1,356	673	935	881	2,489
新たな不登校児童生徒数	64	96	113	124	215	197	809	446	439	243	1,128
継続の不登校児童生徒数	0	47	69	96	161	174	547	227	496	638	1,361

4 相談・指導を受けた専門機関等（表 5・表 6 参照）

- ・学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた児童生徒は、小学校961人（70.9%）、中学校1,530人（61.5%）。相談・指導を受けた児童生徒の割合は前年度比1.1ポイント増（小学校4.2ポイント増、中学校0.7ポイント減）となっている。
- ・学校内において、最も多いのは、小中学校ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」で、小学校459人で不登校児童数全体の33.8%（前年度比2.1ポイント増）、中学校564人で不登校生徒数全体の22.7%（同2.3ポイント減）となっている。
- ・学校外において、最も多いのは、小学校では「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」250人で不登校児童数全体の18.4%（前年度比3.1ポイント増）、中学校では「病院、診療所」480人で不登校生徒数全体の19.3%（同0.4ポイント増）となっている。令和3年度に最も多かった教育支援センター（適応指導教室）は、小学校184人で不登校児童全体の13.6%（同4.5ポイント減）、中学校368人で不登校生徒全体の14.8%（同4.5ポイント減）となっている。

(表5) 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒

令和4年度	小学校		中学校		計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
不登校児童生徒数	1,356	100	2,489	100	3,845	100
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒	395	29.1	959	38.5	1,354	35.2
学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒	961	70.9	1,530	61.5	2,491	64.8

(表6) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等(複数回答)

区 分	小 学 校		中 学 校		計		
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
学 校 内	養護教諭による専門的な指導を受けた児童生徒	244	18.0	374	15.0	618	16.1
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた児童生徒	459	33.8	564	22.7	1,023	26.6
	上記による相談・指導等を受けた児童生徒	617	45.5	806	32.4	1,423	37.0
学 校 外	教育支援センター(適応指導教室)	184	13.6	368	14.8	552	14.4
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	250	18.4	330	13.3	580	15.1
	児童相談所、福祉事務所	115	8.5	156	6.3	271	7.0
	保健所、精神保健福祉センター	4	0.3	13	0.5	17	0.4
	病院、診療所	241	17.8	480	19.3	721	18.8
	民間団体、民間施設	60	4.4	63	2.5	123	3.2
	上記以外の機関等	39	2.9	42	1.7	81	2.1
	上記の機関等での相談・指導等を受けた児童生徒	664	49.0	1,097	44.1	1,761	45.8

※割合は、不登校児童生徒数に対する割合

5 不登校児童生徒への指導結果(表7参照)

- 「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒」は、小学校では296人(21.8%)、中学校では691人(27.8%)となっている。
- 登校する又はできるようになった児童生徒の割合を過去5年間でみると20%前後を推移している。

(表7) 不登校児童生徒への指導結果状況(単位:人)

区 分	小学校	中学校
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	296	691
指導中の児童生徒	1,060	1,798
合 計	1,356	2,489

令和 4 年度 県立高等学校における長期欠席（不登校）の状況等

1 概 要（表 1・表 2・図 1・図 2 参照）

- ・令和 4 年度の県立高等学校における長期欠席生徒数は 1,756 人で、全日制は 1,091 人、定時制は 665 人となっている。理由別では「病気」314 人、「経済的理由」44 人、「不登校」986 人、「新型コロナウイルスの感染回避」112 人、「その他」300 人となっている。
 - ・不登校生徒数は、令和 3 年度の 732 人と比較して 254 人増加（前年度比 134.7%）。全日制 593 人（前年度比 176 人増）、定時制 393 人（前年度比 78 人増）で、調査が始まった平成 16 年度以降、最多となっている。また、5 年間でみると令和元年度まで増加し、令和 3 年度まで減少していたが、令和 4 年度は大幅に増加した。
 - ・1,000 人あたりの不登校生徒数は全日制で 18.8 人（前年度比 6.0 人増）、定時制で 245.3 人（前年度比 47.9 人増）。全日制と定時制をあわせた人数を過去 5 年間でみると、令和元年度から令和 3 年度にかけてわずかに増加しているが、令和 4 年度は大幅に増加した。
 - ・不登校生徒のうち、90 日以上欠席している生徒数は 243 人で、不登校生徒全体の 24.6%（全日制 101 人、定時制 142 人）となっている。
 - ・不登校生徒数を学年別で見ると、全日制では 2 年生が最も多く、定時制では大きな変化はない。
 - ・「新型コロナウイルスの感染回避」は、令和 3 年度と比較して 28 人増加。（前年度比 133.3%）
- ※「新型コロナウイルスの感染回避」は、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者。

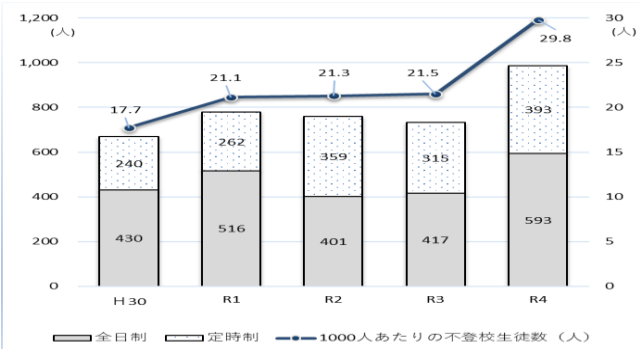
（表 1）理由別長期欠席者の状況

	課程	在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数					計 (人)	不登校生徒 の割合 (%)
			病気 (人)	経済的理由 (人)	不登校 (人)	新型コロナウイルス の感染回避 (人)	その他 (人)		
R3	全日制	32,508	210	0	417	77	39	743	1.28
	定時制	1,596	41	23	315	7	172	558	19.74
	合 計	34,104	251	23	732	84	211	1,301	2.15
R4	全日制	31,521	269	6	593	110	113	1,091	1.88
	定時制	1,602	45	38	393	2	187	665	24.53
	合 計	33,123	314	44	986	112	300	1,756	2.98

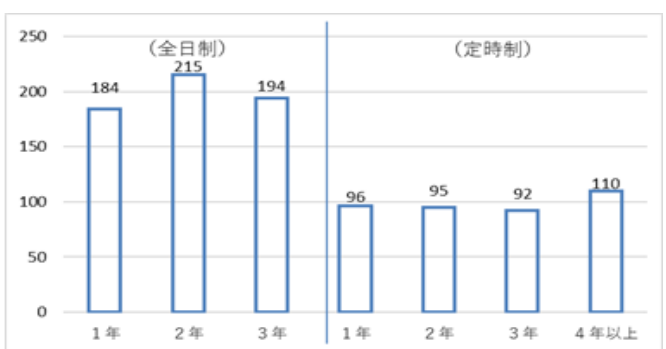
（表 2）不登校生徒数の推移

区分	全日制					定時制					不登校 生徒数の 合計(人)	不登校の うち90日 以上欠 席して いる 生徒数 合計(人)
	(A)全生徒数 (人)	(B)不登校生 徒数(人)	不登校生徒 数の増減率 (%)	1000人当 たりの不登校 生徒数	不登校生徒 のうち、90 日以上欠席 している生 徒数 (人)	(A)全生徒数 (人)	(B)不登校生 徒数(人)	不登校生徒 数の増減率 (%)	1000人当 たりの不登校 生徒数	不登校生徒 のうち、90 日以上欠席 している生 徒数 (人)		
H30	36,079	430	25.4	11.92	60	1,693	240	▲11.0	141.76	101	670	161
R1	35,116	516	20.0	14.69	68	1,679	262	9.2	156.05	128	778	196
R2	34,018	401	▲ 22.3	11.79	53	1,625	359	37.0	220.92	123	760	176
R3	32,508	417	4.0	12.83	57	1,596	315	▲ 12.3	197.37	114	732	171
R4	31,521	593	42.2	18.81	101	1,602	393	24.8	245.32	142	986	243

（図 1）不登校生徒数の推移



（図 2）不登校生徒数（学年別）（単位：人）



※単位制については相当する学年に割り振っています。

- ・教員からみた不登校の主たる要因は、全日制では「本人に係る状況の無気力、不安」が最多で238人（前年度比88人増、58.7%増）。次いで「本人に係る状況の生活リズムの乱れ、あそび、非行」が74人（同11人増、17.5%増）。定時制では「本人に係る状況の生活リズムの乱れ、あそび、非行」が最多で156人（同66人増、73.3%増）。次いで「本人に係る状況の無気力、不安」が143人（同2人減、1.4%減）となっている。

(表3) 不登校の要因

※主たるものは1つ選択。主たるもの以外は2つまで選択。(単位：人)

		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力、不安
全日制	主たる要因	1	73	6	30	27	3	4	22	15	21	9	74	238	70
	主たるもの以外	0	30	2	35	38	13	6	5	8	32	21	43	61	0
定時制	主たる要因	1	9	0	8	8	0	0	3	5	8	2	156	143	50
	主たるもの以外	0	7	2	11	5	0	2	1	5	15	8	25	30	0
合計	主たる要因	2	82	6	38	35	3	4	25	20	29	11	230	381	120
	主たるもの以外	0	37	4	46	43	13	8	6	13	47	29	68	91	0

3 継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数(表4参照)

- ・令和4年度の新たな不登校生徒数は全日制では490人(82.6%)、定時制では189人(48.1%)。
- ・令和3年度から継続の不登校生徒数は全日制では103人(17.4%)、定時制では204人(51.9%)。
- ・新たな不登校生徒の割合を過去5年間でみると、全日制・定時制ともに令和2年度まで増加し、令和3年度には減少しているが、令和4年度は最も高くなっている。

(表4) 令和3年度から継続の不登校生徒数と令和4年度の新たな不登校生徒数 (単位：人)

学年	全日制				定時制				
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	4年以上	計
不登校総数	184	215	194	593	96	95	92	110	393
新たな不登校	175	179	136	490	71	43	49	26	189
継続の不登校	9	36	58	103	25	52	43	84	204

※単位制については相当する学年に割り振っています。

4 相談・指導等を受けた専門機関等(表5・表6参照)

- ・学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒は、全日制376人(63.4%)、定時制116人(29.5%)。相談・指導を受けた生徒の割合は、全日制、定時制ともに減少している。(前年度比：全日制1.8ポイント減、定時制0.3ポイント減)。
- ・学校内において、最も多いのは、全日制、定時制ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」で、全日制223人で不登校生徒数全体の53.5%(前年度比1.9ポイント増)、定時制46人で同14.6%(同6.0ポイント増)となっている。
- ・学校外において、最も多いのは、全日制、定時制ともに「病院、診療所」で、全日制170人で不登校生徒数全体の40.8%(前年度比13.7ポイント増)、定時制37人で不登校生徒数全体の11.7%(同2.8ポイント増)となっている。

(表5) 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校生徒

令和4年度	全日制		定時制		計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
不登校生徒数	593	100	393	100	986	100
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない生徒	217	36.6	277	70.5	494	50.1
学校内外の機関等で相談・指導等を受けた生徒	376	63.4	116	29.5	492	49.9

(表6) 不登校生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等(複数回答)

※割合は、不登校児童生徒数に対する割合

区分	全日制		定時制		計		
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
学校内	養護教諭による専門的な指導を受けた生徒	141	33.8	27	8.6	168	23.0
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた生徒	223	53.5	46	14.6	269	36.7
	上記による相談・指導等を受けた生徒	298	71.5	64	20.3	362	49.5
学校外	教育支援センター(適応指導教室)	5	1.2	2	0.6	7	1.0
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	14	3.4	1	0.3	15	2.0
	児童相談所、福祉事務所	18	4.3	9	2.9	27	3.7
	保健所、精神保健福祉センター	1	0.2	0	0.0	1	0.1
	病院、診療所	170	40.8	37	11.7	207	28.3
	民間団体、民間施設	2	0.5	1	0.3	3	0.4
	上記以外の機関等	6	1.4	6	1.9	12	1.6
	上記の機関等での相談・指導等を受けた生徒	190	45.6	52	16.5	242	33.1

5 不登校生徒への指導結果(表7参照)

- 「指導の結果、登校する又は登校できるようになった生徒」は、全日制では243人(41.0%)、定時制では81人(20.6%)となっている。
- 登校する又は登校できるようになった生徒の割合は、合計32.9%で前年度を0.7ポイント上回っている。

(表7) 不登校生徒への指導結果状況(単位:人)

区分	全日制	定時制
指導の結果登校する又はできるようになった生徒	243	81
指導中の生徒	350	312
合計	593	393

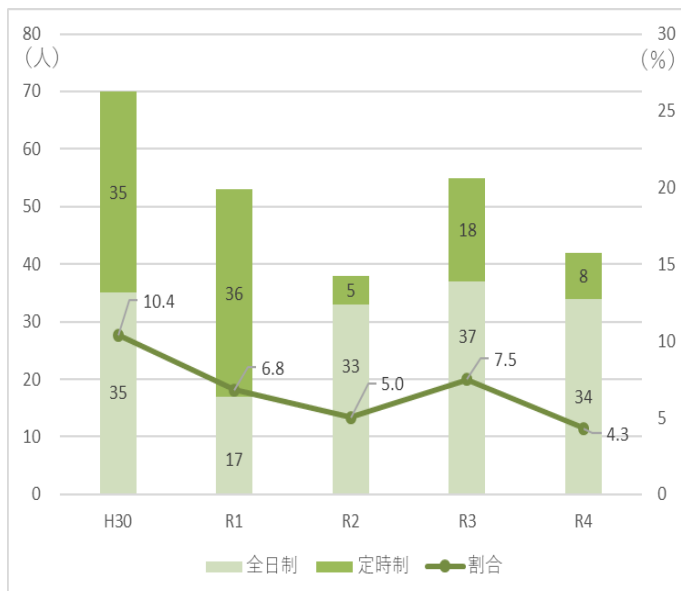
6 不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒数(図8・図9参照)

- 不登校生徒のうち、中途退学となった生徒数は、全日制68人、定時制27人で、計95人(不登校生徒数に占める割合:9.6%)となっている。
- 不登校生徒のうち、原級留置となった生徒数は、全日制34人、定時制8人で、計42人(不登校生徒数に占める割合:4.3%)となっている。
- 中途退学・原級留置になった生徒の割合を過去5年間で見ると減少傾向である。

(図8) 不登校のうち、中途退学になった生徒数



(図9) 不登校のうち、原級留置になった生徒数



令和4年度 県立高等学校における中途退学者数等の状況

1 中途退学の概要（表1・図1・図2・図3参照）

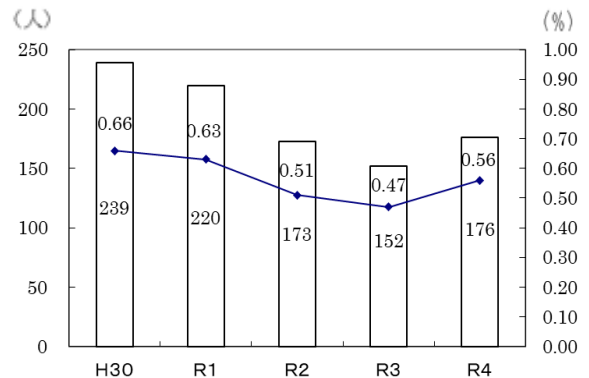
- 令和4年度の県立高等学校における中途退学者数及び中途退学率は、全課程の合計で見ると増加している。
- 中途退学者数は、全体で316人（前年度比26人増）。全日制176人（前年度比24人増）、定時制123人（前年度比3人減）、通信制17人（前年度比5人増）となっている。
- 中途退学率は、全体で0.9%（前年度比0.10ポイント増）。全日制0.56%（前年度比0.09ポイント増）、定時制7.67%（前年度比0.21ポイント減）、通信制0.78%（前年度比0.24ポイント増）となっている。
- 中途退学者数、中途退学率ともに、過去5年間でみると令和3年度まで減少傾向であったが、令和4年度は増加している。

（表1）中途退学者数・中途退学率推移

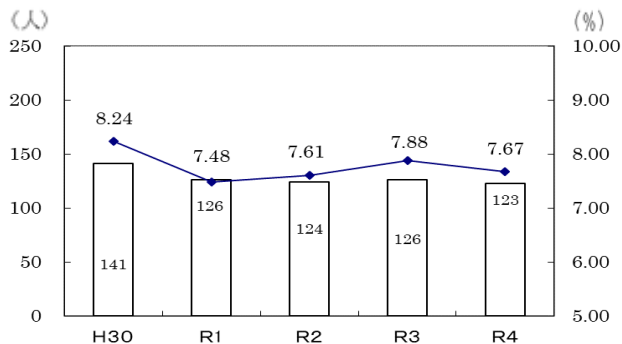
※中退率は年度当初の在籍生徒数に対する割合

	H30	R1	R2	R3	R4
全日制 中退者数(人)	239	220	173	152	176
中退率(%)	0.66	0.63	0.51	0.47	0.56
定時制 中退者数(人)	141	126	124	126	123
中退率(%)	8.24	7.48	7.61	7.88	7.67
通信制 中退者数(人)	52	46	24	12	17
中退率(%)	2.42	2.11	1.10	0.54	0.78
合計(人)	432	392	321	290	316
中退率(%)	1.08	1.01	0.85	0.80	0.90

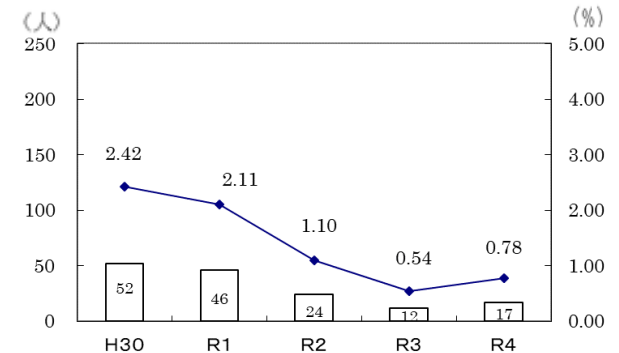
（図1）中途退学者数及び中途退学率の推移（全日制）



（図2）中途退学者数及び中途退学率の推移（定時制）



（図3）中途退学者数及び中途退学率の推移（通信制）



2 学科・学年別中途退学者数等（表2参照）

- 全日制における学科別の中途退学者数及び中途退学率は、普通科75人（中途退学率0.43%）、専門学科84人（同0.70%）、総合学科17人（同0.74%）となっている。過去5年間でみると、普通科は減少傾向。専門学科は、令和2年度までは減少傾向であったが、令和3年度、令和4年度と増加。総合学科は減少傾向となっている。
- 学年別の中途退学者数及び中途退学率は、1年生108人（中途退学率0.98%）、2年生97人（同0.90%）、3年生47人（同0.42%）、4年生以上64人（同2.73%）となっている。
- 中途退学者全体に占める割合は、1年生34.2%、2年生30.7%、3年生14.9%、4年生以上20.3%となっている。

（表2）学年別中途退学者数及び中途退学率

		全日制					定時制		通信制	中退者全体に占める割合	合計
		普通科		専門学科		総合学科	学年制	単位制	単位制		
		学年制	単位制	学年制	単位制	単位制					
1年生	在学者数(人)	4,600	1,210	3,423	547	796	24	360	85	-	11,045
	中退者数(人)	21	5	42	6	9	4	20	1	-	108
	中退率(%)	0.46	0.41	1.23	1.10	1.13	16.67	5.56	1.18	34.2	0.98
2年生	在学者数(人)	4,377	1,193	3,412	531	760	18	332	178	-	10,801
	中退者数(人)	31	5	20	9	7	1	20	4	-	97
	中退率(%)	0.71	0.42	0.59	1.69	0.92	5.56	6.02	2.25	30.7	0.90
3年生	在学者数(人)	4,629	1,242	3,529	526	746	13	305	117	-	11,107
	中退者数(人)	9	4	6	1	1	3	20	3	-	47
	中退率(%)	0.19	0.32	0.17	0.19	0.13	23.08	6.56	2.56	14.9	0.42
4年生	在学者数(人)	-	-	-	-	-	29	523	1,795	-	2,347
	中退者数(人)	-	-	-	-	-	0	55	9	-	64
	中退率(%)	-	-	-	-	-	0.00	10.52	0.50	20.3	2.73
合計	在学者数(人)	13,606	3,645	10,364	1,604	2,302	84	1,520	2,175	-	35,300
	中退者数(人)	61	14	68	16	17	8	115	17	-	316
	中退率(%)	0.45	0.38	0.66	1.00	0.74	9.52	7.57	0.78	-	0.90
学科別在学者数(人)		17,251		11,968		2,302		1,604		2,175	
学科別中退者数(人)		75		84		17		123		17	
学科別中退率(%)		0.43		0.70		0.74		7.67		0.78	

※単位制については相当する学年に割り振っています。

3 事由別中途退学者（表3・表4・表5参照）

- ・全日制においては、「学校生活・学業不適合」が最も多く、過去5年間をみても最も高い状態が続いている。
- ・定時制と通信制においては、「進路変更」が最も多く、過去5年間をみても高い状態が続いている。

※（表3、表4、表5における構成比は、中途退学者数合計に対する割合。）

（表3）中途退学者事由別比較（全日制）

事 由	H30		R1		R2		R3		R4	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
学業不振	17	7.1	12	5.5	16	9.2	23	15.1	23	13.1
学校生活・学業不適合	91	38.1	111	50.5	60	34.7	49	32.2	64	36.4
進路変更	78	32.6	58	26.4	54	31.2	43	28.3	54	30.7
別の高校への入学を希望	20	8.4	17	7.7	14	8.1	14	9.2	20	11.4
専修・各種学校への入学を希望	6	2.5	3	1.4	1	0.6	2	1.3	4	2.3
就職を希望	33	13.8	26	11.8	26	15.0	14	9.2	18	10.2
高等学校卒業程度認定試験を希望	13	5.4	4	1.8	4	2.3	6	3.9	6	3.4
その他	6	2.5	8	3.6	9	5.2	7	4.6	6	3.4
病気・けが・死亡	10	4.2	15	6.8	17	9.8	9	5.9	13	7.4
経済的理由	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	2	1.1
家庭の事情	18	7.5	8	3.6	5	2.9	14	9.2	8	4.5
問題行動等	11	4.6	8	3.6	17	9.8	9	5.9	6	3.4
その他の理由	14	5.9	8	3.6	3	1.7	5	3.3	6	3.4
合 計	239	—	220	—	173	—	152	—	176	—

（表4）中途退学者事由別比較（定時制）

事 由	H30		R1		R2		R3		R4	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
学業不振	0	0.0	1	0.8	0	0.0	3	2.4	4	3.3
学校生活・学業不適合	39	27.7	47	37.3	50	40.3	41	32.5	39	31.7
進路変更	44	31.2	42	33.3	36	29.0	51	40.5	41	33.3
別の高校への入学を希望	5	3.5	3	2.4	4	3.2	2	1.6	5	4.1
専修・各種学校への入学を希望	1	0.7	2	1.6	2	1.6	1	0.8	1	0.8
就職を希望	20	14.2	26	20.6	23	18.5	32	25.4	27	22.0
高等学校卒業程度認定試験を希望	0	0.0	3	2.4	2	1.6	3	2.4	3	2.4
その他	18	12.8	8	6.3	5	4.0	13	10.3	5	4.1
病気・けが・死亡	3	2.1	5	4.0	5	4.0	2	1.6	5	4.1
経済的理由	1	0.7	3	2.4	4	3.2	0	0.0	4	3.3
家庭の事情	22	15.6	12	9.5	12	9.7	23	18.3	17	13.8
問題行動等	3	2.1	3	2.4	1	0.8	3	2.4	0	0.0
その他の理由	29	20.6	13	10.3	16	12.9	3	2.4	13	10.6
合 計	141	—	126	—	124	—	126	—	123	—

（表5）中途退学者事由別比較（通信制）

事 由	H30		R1		R2		R3		R4	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
学業不振	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.9
学校生活・学業不適合	4	7.7	5	10.9	16	66.7	1	8.3	3	17.6
進路変更	12	23.1	17	37.0	6	25.0	7	58.3	11	64.7
別の高校への入学を希望	0	0.0	1	2.2	1	4.2	2	16.7	1	5.9
専修・各種学校への入学を希望	0	0.0	2	4.3	0	0.0	0	0.0	1	5.9
就職を希望	6	11.5	5	10.9	0	0.0	3	25.0	5	29.4
高等学校卒業程度認定試験を希望	3	5.8	2	4.3	2	8.3	0	0.0	4	23.5
その他	3	5.8	7	15.2	3	12.5	2	16.7	0	0.0
病気・けが・死亡	6	11.5	0	0.0	0	0.0	2	16.7	2	11.8
経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
家庭の事情	13	25.0	1	2.2	2	8.3	2	16.7	0	0.0
問題行動等	1	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の理由	16	30.8	23	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	52	—	46	—	24	—	12	—	17	—